

仙台市地域防災計画の修正について

1. 計画見直しの経緯

昨年の一連の台風対応における避難勧告等発令や避難所開設に関する課題、内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」等を踏まえ、大雨や津波対策等に関する事項について修正を行います。

2. 主な修正事項

(1) 大雨対策に関する事項

ア 避難準備情報等の名称変更

内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」見直しに伴い、「避難準備情報」を「避難準備・高齢者等避難開始」に、「避難指示」を「避難指示（緊急）」に修正します。

なお、このことについては、仙台市防災会議規程第 6 条第 1 項に基づく会長専決処分により 4 月 10 日から施行しています。

【修正該当箇所】

編	章	節	項目	該当箇所	頁(平成 28 年度)	一覧表
地震・津波	2 公助	4	2 (1)	避難勧告等の区分及び発令基準	47	3/14
		5	4 (1)	避難勧告等の区分及び発令基準	60	4/14
風水害等 (第 1 部)	2 公助	4	2 (1)	避難勧告等の区分及び発令基準	48-49	6/25

イ 大雨時の避難勧告等発令及び避難所開設基準の見直し

平成 28 年度の一連の台風等の対応における課題や、内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」を踏まえ、以下の修正を行います。

(ア) 大雨時に初動から開設する指定避難所の見直しを行います。 (別紙-①)

(イ) 台風等による甚大な被害が発生するおそれがある場合、風雨が激しくなる前に早期に避難準備情報を発令し、指定避難所を開設する基準を追加します。 (別紙-②)

(ウ) 洪水予報河川及び水位周知河川の避難勧告等の発令基準となる水位の位置付けについて見直しを行います。 (別紙-③)

【修正該当箇所】

編	章	節	項目	該当箇所	頁(平成 28 年度)	一覧表
風水害等 (第 1 部)	2 公助	4	2 (1)	避難勧告等の区分及び発令基準	48-49	6/25
		12	2 (3)	避難所の開設	98	18/25

(2) 津波対策に関する事項

内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」に合わせ、大津波警報発表時だけでなく、津波警報や津波注意報発表時にも避難指示を発令することとします。 (別紙-④)

【修正該当箇所】

編	章	節	項目	該当箇所	頁(平成 28 年度)	一覧表
地震・津波	2 公助	5	4(1)	避難勧告等の区分及び発令基準	60	4/14

(3) 直下型地震対策に関する事項

平成 28 年 4 月に発生した熊本地震を踏まえ、車中泊や車中泊に伴うエコノミークラス症候群対策について追加します。

【修正該当箇所】

編	章	節	項目	該当箇所	頁(平成 28 年度)	一覧表
地震・津波	2 公助	12	3 (5)	避難所運営委員会の活動	101	11/14
風水害等 (第 1 部)	2 公助	12	3 (5)	避難所運営委員会の活動	104	19/25

(4) 原子力災害時における他市からの避難者受入れに関する事項 (別紙-⑤)

宮城県から示された「避難計画[原子力災害]作成ガイドライン」等を踏まえ、以下の修正を行います。

ア 避難元自治体名(石巻市と東松島市)と避難者数(64,805 人)を追加します。

イ 避難者受入れ施設の施設名と用途を追加します。

ウ 避難者受入れの前提条件を追加します。

【修正該当箇所】

編	章	節	項目	該当箇所	頁(平成 26 年度)	一覧表
原子力	2 9 つの施策 パッケージ	4	1 1-2 (1)	他市町からの避難の受入れ 体制の整備	55	1/2
			2 2-2 (1)	他市町からの避難の受入れ の実施	58	1/2

3. 主な修正内容に関する修正箇所一覧表

- ・資料 2-3-1: 仙台市地域防災計画 修正箇所一覧表(抄) (共通編)
- ・資料 2-3-2: 仙台市地域防災計画 修正箇所一覧表(抄) (地震・津波災害対策編)
- ・資料 2-3-3: 仙台市地域防災計画 修正箇所一覧表(抄) (風水害等災害対策編)
- ・資料 2-3-4: 仙台市地域防災計画 修正箇所一覧表(抄) (原子力災害対策編)

仙台市地域防災計画の修正について

平成29年5月
危機管理室

①大雨時に開設する指定避難所の見直し

背景

平成27年9月関東・東北豪雨や昨夏の台風等を経て、各地域において大雨時の避難計画の検討や避難先となる避難所の選定が進んできたことから、一律に全ての指定避難所を開設する必要性が薄れてきた。

今後の対応

大雨時の開設方針に関し、地域団体が初動で開設しないという意向を有する指定避難所については、次の条件を満たせば初動からは開設しないこととする。

条件

前提条件①：指定避難所が洪水浸水想定区域に含まれていないこと
前提条件②：洪水浸水想定区域内からの避難者が見込まれないこと

- (1) 周辺に危険な箇所(洪水浸水想定区域、土砂災害危険箇所等)がない。
- (2) 運営を一つにする他の避難所を初動から開設する。
- (3) 避難所の開設・運営にあたり特殊な事情がある。

前提条件を満たし、(1)～(3)のいずれかに当てはまることが条件

②早期の避難準備情報発令と避難所開設

背景

現行の地域防災計画では、大雨が降り出す前の避難準備情報の発令に関する基準は定めていないが、台風等により風雨が強まった段階や夜間の避難には危険が伴うことから、台風等による甚大な被害が発生するおそれがある場合には、早期の避難準備情報の発令が必要である。

今後の対応

次の条件を満たした場合、早期に避難準備情報を発令し、指定避難所を開設する。

条件

- (1) 24時間あたり300mm以上の降雨が予想された場合
 - (2) 本市が台風の暴風域に入る可能性が高く、最大風速25m/sかつ最大瞬間風速35m/s以上の風が予想された場合
- (1)と(2)の両方を満たすときに発令することを基本とするが、夜間の避難が見込まれる時間帯の場合には、(1)の条件のみで発令する。

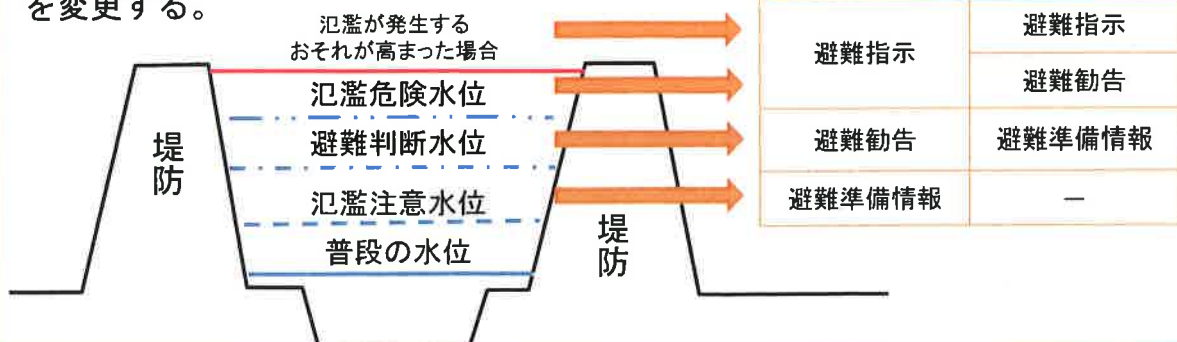
③避難勧告等の発令基準となる河川水位の見直し

背景

災害対策基本法の改正により避難に要する時間の短縮が予想されること、浸透・侵食に関する監視を強化すること等を前提として、これまでの基準よりも一段階高い水位で避難勧告等を発令するよう、平成26年に国のガイドラインが改定されているが、本市においても、浸透・侵食に関する監視の強化など、前提となる事項について実施したことから、ガイドラインに合わせた対応を行う。

今後の対応

次のとおり避難勧告等の発令基準となる水位を変更する。



④津波警報等発表時の避難勧告等発令の見直し

背景

内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」を踏まえ、津波注意報、津波警報、大津波警報発表時の避難勧告等の発令について、整理が必要である。

今後の対応

津波避難エリアと避難場所マップ

津波避難エリアで確認ください。このエリアに立ち入る際には、ラジオや携帯電話を耳にかけお持ちください。

【現行】

警報等種別	発令種別	区域
大津波警報	避難指示	津波避難エリアⅠ及び津波避難エリアⅡ
津波警報	避難勧告	津波避難エリアⅠ
津波注意報	—	沿岸部及び河口部(呼びかけ)

【新基準】

警報等種別	発令種別	区域
大津波警報	避難指示	津波避難エリアⅠ及び津波避難エリアⅡ
津波警報		津波避難エリアⅠ
津波注意報		海岸線及び河口

⑤原子力災害時における他市からの避難者受入れ

背景

宮城県から「避難計画[原子力災害]作成ガイドライン」が示され、これに沿って避難元自治体(石巻市、東松島市)と協議を行い、避難者数等についての内容が決定した。

今後の対応

原子力災害が発生した場合、避難元自治体から次のとおり避難者を受け入れる。

(1) 避難者数

石巻市と東松島市から64,805人

(2) 受入れ施設等

指定避難所は使用せず、体育館等の大規模市有施設や市民センターを使用する。
また、避難者の割振りのため、避難所受付ステーションを設置する。

(3) 受入れの前提条件

- ・市の施設が使用可能であり、市内の避難者が発生していない又はわずかである。
- ・市内でライフラインが大規模に停止するなどの被害がない。
- ・原発事故による市への影響が少ない。

